

議案第6号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年8月2日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年8月2日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく次の無形民俗文化財の指定について

無形民俗文化財「^{おおつかほんおど}逢東盆踊り」（琴浦町）

江戸時代、逢東は由良・赤碕間の宿場町であり、藩倉も存在した港町として栄えた。人の出入りから、様々な地方の踊りが混入してできあがったのが、現在の逢東盆踊りであるといわれている。現在、8月14日に行われる集落の盆踊り大会、8月23日に行われる

^{りんせんじ}林泉寺観音祭に踊られる。

踊りの種類の多さが特筆すべき点で、京都の伏見から伝わった「大文字茶屋踊り」、隠岐の島の西郷から伝えられた「西郷踊り（音頭）」、伊勢参りに行った人たちが持ち帰った「伊勢音頭」、仇討ち物を仕組んだ「志賀団七踊り」、水夫たちの間で流行っていたサイコロ賭博の振りを取り入れた「丁半踊り」の5種が踊られている（かつては「ぼたもち踊り」「振り出し踊り」を加えた7種）。5種の踊りとも県下では珍しい踊りである。

また、太鼓は両面を使い、回し打ちをするのが特徴で、3つの叩き方がみられる。

踊りの由来が伝わり、他地域との文化交流が盛んに行われた地域的特色を顕著に示す、貴重な無形民俗文化財といえる。



第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

（指定）

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）